



2025年5月7日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所  
代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎  
(コード番号 6135 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之  
(TEL : 046-284-1439)

**(開示事項の経過) ニデック株式会社による  
新株予約権無償割当て差止め仮処分の申立て却下の決定に関するお知らせ**

当社が2025年4月10日付けで決議いたしました第1回A新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当て(以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。)について、2025年4月16日付け「ニデック株式会社による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立てに関するお知らせ」及び同月17日付け「(開示事項の経過)ニデック株式会社による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、ニデック株式会社(以下「ニデック」といいます。)から本新株予約権の無償割当ての差止めを求める仮処分の申立て(以下「本申立て」といいます。)がなされておりましたが、本日、東京地方裁判所より本申立てを却下する旨の決定(以下「本却下決定」といいます。)がなされ、当社が全面的に勝訴いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本却下決定に至った経緯

当社による本新株予約権の無償割当てに対し、ニデックにより、当社が本新株予約権の無償割当てを行うことは、株主平等原則に違反するとの法令違反(会社法247条1号)及び著しく不公正な方法によるもの(同条2号)に該当するとして、東京地方裁判所に対し、2025年4月16日付けで本申立てがなされておりました。

これに対して、本日、東京地方裁判所は、本申立てに理由がないとして、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

2. 本申立てを行った株主の概要（注1）

(1) 名 称	ニデック株式会社
(2) 所 在 地	京都市南区久世殿城町 338 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員(最高経営責任者)岸田 光哉
(4) 所有株式数(所有比率)	100 株 (所有割合: 0.00%) (注2)

(注1) 本申立ての申立書の記載に基づいております。

(注2) 「所有割合」とは、当社が 2025 年 1 月 14 日付けで提出した「自己株券買付状況報告書」に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数(24,893,841 株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(1,505,129 株)を控除した株式数(23,388,712 株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本却下決定を行った裁判所  
東京地方裁判所
- (2) 本却下決定があった年月日  
2025 年 5 月 7 日

4. 本却下決定の内容

- (1) 債権者(ニデック)の申立てを却下する。
- (2) 申立費用は債権者の負担とする。

5. 今後の方針及び見通し

2025 年 4 月 10 日付けプレスリリース「買収への対応方針(時間確保措置)に基づく新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定、及び、株主意思確認を第 86 回定時株主総会において行うことのお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、同日、本年 6 月に開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)を株主意思確認総会として、本新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てること(以下「本対抗措置」といいます。)について株主の皆様の意思を確認する議案(以下「本議案」といいます。)を付議することを決議しております。

本定時株主総会において本議案が承認可決された場合には、当社は、かかる株主の皆様のご意思に従い、本新株予約権の無償割当てを実施します。他方で、本定時株主総会において本議案が承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止します。

また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに、本新株予約権の無償割当ての必要性がなくなると判断したときには、当社が本年1月10日付けで設置した当社独立社外取締役4名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）の答申を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てを中止することを予定しています。例えば、本定時株主総会において本議案が承認された後も含め、本新株予約権の無償割当ての効力が発生するまでに、ニデックが2025年4月4日に開始した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を撤回した場合や、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた当社株式の総数がその買付予定数の下限である11,694,400株を満たさず本公開買付けが不成立となった場合においては、本特別委員会による答申を踏まえ、本新株予約権の無償割当てを中止します。

さらに、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降においても、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する観点から本新株予約権の無償割当ての効力を発生させることが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本特別委員会の答申を最大限尊重した上で、本対抗措置の発動の撤回、即ち、本新株予約権発行要項第12項(3)に従って割り当てた全ての本新株予約権の無償取得を決議し、同決議に従い、全ての本新株予約権を無償取得します。

(※) 本新株予約権の発行要項その他の本新株予約権に係る情報は、当社ホームページ (<https://ir.makino.co.jp/news/archives/>) で公表しております。2025年4月10日付け「買収への対応方針（時間確保措置）に基づく新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定、及び、株主意思確認を第86回定時株主総会において行うことのお知らせ」をご参照ください。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てを適法かつ適正なものであると確信しており、本却下決定は、当社の主張を認める妥当な判断であると考えておりますが、ニデックより、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性があります。したがって、今後とも、当社から開示される情報に十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上